

カーボン・オフセット認証制度実施規則

平成 21 年 4 月 30 日

~~Ver.5.0 改 4~~：平成 22 年 ~~12~~月 ~~18~~日

カーボン・オフセット認証制度 運営委員会

低炭素社会づくりの必要性が迫られる中、環境省が平成 20 年 2 月 7 日に定めた「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」及び日本政府が平成 20 年 7 月 29 日に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、環境省が中心となりカーボン・オフセットの普及に際して必要となる共通のルールづくりが進められてきた。

そのような状況の中で、カーボン・オフセットフォーラム（事務局 海外環境協力センター）が主催する「カーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者認証及びラベリングに関するワークショップ」によりカーボン・オフセットの取組に対する第三者認証基準やラベリングに関する検討が行われ、平成 21 年 3 月 18 日に環境省により「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 ~~(Ver. 1.0)~~」（以下、「環境省認証基準」）が公表された。

今般、気候変動対策認証センター（社団法人海外環境協力センター内。以下、「認証センター」という。）において、環境省認証基準に基づくカーボン・オフセットの取組の第三者認証及び、認証センターにおいてかねてより実施してきた「あんしんプロバイダー制度」を、カーボン・オフセット認証制度として一体的に運営していくこととし、当該制度の運営に際して必要な基本事項を次のように定める。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 カーボン・オフセット認証制度は、環境省認証基準に基づき個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証、及びオフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公開するあんしんプロバイダー制度から構成され、認証センターにより実施されるものであり、適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」）の使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としている。

2 オフセット・プロバイダーとは、市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。

(原則)

第 2 条 本認証制度においては次の各号に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 本認証制度において認証センターにより提供されるカーボン・オフセットラベル及びオフセット・プロバイダーに関する情報は、正確で、検証可能で、関連性があり、誤解を与えない。
- (2) 本認証制度において認証センターにより提供されるカーボン・オフセットラベル及びオフセット・プロバイダーに関する情報は、主張を裏付けるために十分に詳細、かつ包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる科学的方法に基づく。
- (3) 手続、方法及び判定基準に関する情報は、すべての利害関係者が入手可能であり、原則として要求に応じて提供する。
- (4) 本認証制度における委員、事務局等の関係者は、本認証制度において認証センターにより提供される情報が環境性能を改善する可能性がある技術革新を抑制しないように注意を払う。
- (5) 本認証制度実施上の情報の要求は、本認証制度における審査又は確認に必要なものに限定する。
- (6) 本認証制度実施にあたっては、認証センターは、別に定める利害関係者の参加による公開の協議を設定し、コンセンサスを得るための相応な努力を行う。
- (7) 申請者は、消費者及び潜在的消費者が入手可能な形で、認証済の商品・サービス等に対するカーボン・オフセット認証に関する情報を提供する。

(制度参加対象者)

第 3 条 本認証制度における個別のカーボン・オフセットの取組の制度参加対象者は、企業、NPO/NGO、自治体、政府、市民等の温室効果ガス排出を行っているあらゆる社会構成員とする。ただし、オフセット・プロバイダー等他者による申請の代理を認めるものとする。

2 本認証制度におけるあんしんプロバイダー制度の確認対象者は、第 1 条第 2 項で定義したオフセット・プロバイダーとする。

(認証基準等)

第 4 条 本認証制度における認証基準（以下、「認証基準」という。）は、次の各

号に掲げるとおりとする。

- (1) カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）
- (3) カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン
- (4) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン

2 本認証制度実施にあたっての制度文書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カーボン・オフセット認証制度実施規則
- (2) カーボン・オフセット認証制度委員会規程
- (3) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用等規程
- (4) カーボン・オフセット認証制度実施要領

3 前項に定める制度文書の文書管理方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 制度文書の有効期限については、新規文書が発効した時点から、旧文書は即時無効とするものとする。ただし、当該文書において、別途定めがあるものはその限りではない。
- (2) 制度文書の保存期間は、有効期限満了日から起算して15年間とする。

4 本認証制度実施にあたっての参照文書は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実施にあたっては認証基準や制度文書が参照文書に優先する。

- (1) 適合性評価—適正実施規準（JIS Q 0060 : 2006）
- (2) 製品認証機関に対する一般要求事項（JIS Q 0065 : 1997）
- (3) 適合性評価—製品認証の基礎（JIS Q 0067 : 2005）
- (4) 環境ラベル及び宣言—一般原則（JIS Q 14020 : 1997）
- (5) 適合性評価—用語及び一般原則（JIS Q 17000 : 2005）
- (6) 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項（JIS Q 17020 : 2000）
- (7) 適合性評価—第三者適合マークに対する一般要求事項（JIS Q 17030 : 2004）
- (8) 地球温暖化対策推進法 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）
- (9) 環境表示ガイドライン（環境省）

（制度実施体制）

第5条 本認証制度における制度実施体制は、以下のとおりとし、次の各号に掲げる委員会を設置し、認証センターの諮問機関とする。なお、各委員会の下に小委員会を設置することができる。

- (1) 運営委員会 本認証制度の運営
 - (2) 認証委員会 本認証制度に基づく案件の認証
 - (3) 監督委員会 運営委員会及び認証委員会の活動に係る監督
- 2 認証センターは、前項に基づき設置される委員会の決定を最大限尊重する。
- 3 第1項に基づき設置される委員会の業務分担の詳細については別に定める。
- 4 運営委員会、認証委員会、監督委員会、認証センター及び認証センターの委託先を総称して制度管理者という。

(制度参加者登録)

第6条 本認証制度により、カーボン・オフセット認証又はあんしんプロバイダー制度への参加を希望する者は、初回申請時に、第4条第1項に定める認証基準、同条第2項に定める制度文書ならびに別に定める約款に同意の上、別に定める誓約書を認証センターに対して提出し、所定の手数料を認証センターに対して支払うことにより、制度参加者としての登録を行わなければならない。

2 認証センターは前項の制度参加者の申請に基づき、制度参加者を登録（以下「参加者登録」という。）する。

3 参加者登録により、別に定める約款に基づく契約関係が生じ、制度参加者と制度管理者の間における権利と義務の関係が生じることとする。かかる関係は当該制度参加者が行った本制度に基づく認証等の有効期間中、継続する。ただし、かかる有効期間経過後といえども、制度参加者は既に発生した義務を免れるものではない。

(機密保持及び守秘義務)

第7条 本認証制度における委員、認証センター、並びに制度参加者は、制度運営等の業務において知り得た非公知の情報の機密を保護するために、目的以外には使用せず、公開情報を除いては守秘する義務を負い、他に開示・漏洩しないものとする。

2 制度参加者は、制度管理者が、カーボン・オフセット認証制度実施に必要な範囲で、制度参加者の情報を関係者に提供することがあることをあらかじめ承諾するものとする。

(文書及び個人情報の管理)

第8条 認証センターにおける文書保持期間は文書の重要性に応じて別に定め、運営委員会により承認を得る。

2 認証センター及び制度参加者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人

情報の保護に関する法律」の定めに従って適正に取扱う他、認証センターにおいては、その内規に従う。

(認証センター及び検証機関の適格性)

第 9 条 認証センター及び要員の適格性については、別に定める文書に基づき定期的に評価し、運営委員会により承認を得る。

2 本認証制度における適格検証機関とは、申請受理時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織 (DOE) 又は認定独立組織 (AIE) として登録されている機関を指す。

(異議申立て、苦情等)

第 10 条 利害関係者から持ち込まれる本認証制度に関する異議申立て、苦情等については、監督委員会及び認証センターにより定められた手順に従って処理し、記録する。

(規則の制定・改廃)

第 11 条 本規則の制定は、第 1 回運営委員会における採択により発効する。

2 本規則の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

3 第 1 項に基づく本規則の制定及び前項に基づく本規則の改廃が発効する前に、認証センターは、ウェブページにおいて十分な期間をおいて適切な予告を行い、利害関係者が表明した見解を考慮する。ただし、改訂が軽微と運営委員会が認めた場合は、当該運営委員会承認日を改訂日として直ちに公表することができる。

4 監督委員会は、運営委員会が、第 2 項に基づく本規則の改廃を決議した後、合理的であると考えられる期間内に、利害関係者に対して必要な対応を行ったことを検証する。

(本制度の変更、中止又は終了)

第 12 条 前条にもかかわらず、認証センターは、利害関係者が表明した見解を踏まえ、認証センターのホームページへの掲示による予告の上で、カーボン・オフセット認証制度の一部又は全部を変更、中止又は終了できるものとする。ただし、すでに認証されている認証対象のカーボン・オフセットラベル使用期間中の使用を妨げない。

(免責事項)

第 13 条 カーボン・オフセット認証制度への参加により制度参加者等に何らか

資料 2

の損失が生じても、制度管理者は責任を負わず、制度参加者は制度管理者に対して求償しないものとする。

第 2 章 カーボン・オフセットの案件の認証

(申請者)

第 14 条 本認証制度においてカーボン・オフセットの案件の認証取得の申請を行うことができる者は、第 6 条の制度参加者であって、カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）の提供あるいは実施を現に行っており、かつこれらの実施状況等を本制度の条件及び趣旨に従ってこれらの提供あるいは実施を行うことができる者とする。ただし、国又は地方公共団体が関与して、特定の活動のために期間を限定してその活動を遂行するために事務局等を設置し、かつ国又は地方公共団体による事務局等の設置根拠が明示される場合に限り、事務局名等で申請をすることができる。

2 前項で定める商品等の提供あるいは実施を現に行っている者とは、原則として、I-1 商品使用・サービス利用オフセットについては、製造・販売業者・サービス提供者、I-2 会議・イベント開催オフセットについては、会議・イベント開催主体、I-3 自己活動オフセットについては、オフセットの対象となる活動を現に行う者、II 自己活動オフセット支援については、オフセットに係る商品・サービス等の製造・販売業者・サービス提供者をいう。3 複数の者が一つの前記各活動を共同して行っている場合には、原則として、それら複数者のすべてが申請者となることを要する。

(申請)

第 15 条 申請者は、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。

2 本認証制度において認証するカーボン・オフセットの取組において、以下の各号に掲げる条件のいずれをも満たす場合、同一の申請により申請を行うことができる。

- (1) 申請日・申請者が同一であること。
- (2) 認証基準に定める認証区分、認証のタイミング、オフセット主体が同一であること。
- (3) カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品等が、日本標準産業分類（総務省）のうち、申請者が属するいずれか一つの産業分類（細分類）により提供できる範囲内であること。
- (4) 申請者が複数となる場合は前号に加えて、カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品等が個別具体的に単数として特定できること。具体的には商品・サービスについては一般名称や複数商品を取りまとめる

総称ではなく、個々の商品・サービス名にて特定できることとし、会議・イベントは原則として同一の日時、場所で開催されることにより特定できることとする。

3 認証センターは、第1項、第2項に基づき提出された申請書につき、要件が満たされているかを確認の上、受理する。ただし、法令等の定めによるなど正当な理由を示す書面を別途提出し、認証センターが認めた場合はその限りではない。

4 前項に基づく確認の結果、要件が満たされていなかった場合の認証遅延の責は、申請者が負うものとする。

5 第3項に基づく確認の結果、一の申請が第15条第2項の条件を満たさないと判断された場合、認証センターは、当該申請者に対し、別途、申請を行うよう要請することができる。

6 前項に基づく要請を受けた申請者は、前項に基づく申請に係る所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して再度提出するものとする。

7 申請者の責めに帰すべき事由により申請案件が本審査の対象とならなかった場合、認証取得者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めるとはできない。

87 第1項及び前項における手数料については、運営経費や申請案件数、当該申請に含まれるカーボン・オフセットの取組の内容及び件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。

(案件の予備審査)

第16条 認証センターは、専門家から構成される審査チームとともに、前条第1項に基づき提出された申請書に対し、認証基準に基づき予備審査を行う。

2 認証センターは、前項における予備審査においては、書類審査や証拠書類の提出依頼、電話等によるインタビューを行うとともに、必要に応じて現地審査を行う。

3 認証センターは、前条第1項に基づく申請を受理した日から起算して原則として40営業日以内に、第1項における予備審査で得られた情報を認証委員会に提出し、認証委員会による判断を仰がなければならない。

4 認証センターは、第1項における予備審査で得られた情報のうち、判断がつかない事項については独自の判断を行ってはならない。

(案件の本審査)

第 17 条 認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備審査で得られた情報を踏まえ、本審査を行う。

2 認証委員会は、前項における本審査においては、予備審査で得られた情報を基に、案件の適合性を判断する。

(本審査における判断)

第 18 条 前条第 1 項における本審査の結果、認証基準にすべて適合していると認証委員会が判断した場合には、認証委員会は認証を与え、認証センターは認証結果を当該案件の申請者に通知するとともに、運営委員会に報告する(以下、認証委員会が認証を与えた日を「認証決定日」という)。本制度に基づく認証は、認証基準に基づくオフセット済み認証及びオフセット予定認証からなる。

2 オフセット済み認証については、本審査の段階で認証基準に定める排出量クレジットの無効化(以下、「無効化」という)が実施されていることを原則とするが、無効化が商品等の提供あるいは実施前までに行われることが確実であると認証委員会が判断した場合には、認証委員会はオフセット済み認証に関する「仮認証」を与えることができる。この場合、認証センターが無効化の実施を確認したことを条件として、当該無効化が実施された部分に関してオフセット済み認証の効果が生じる。

3 前条第 1 項における本審査の結果、軽微な修正等の条件が満たされることにより認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合するものと認証委員会が判断した場合は、認証センターは、オフセット済み認証及びオフセット予定認証のいずれについても、「当該条件が成就することを条件とした認証」(以下「条件付き認証」という。)を当該案件の申請者に通知し、認証委員会が当該条件の成就を確認したことをもって認証が与えられる。

4 前条第 1 項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断された場合は申請者に差し戻す。(以下「差し戻し」という。)差し戻しを受けた申請者は、申請内容を修正の上、3 回までは、認証委員会に対して再申請を行うことができる。(以下「再申請」という。)再申請の回数が 3 回を超えた場合は、新規案件と同様の手続きを取ることとする。

(認証の効果)

第 19 条 ~~認証センターは、~~前条に基づく認証が得られた申請者(仮認証を取得した申請者については、前条第 2 項に基づきオフセット済み認証の効力が発生したことを意味し、以下同様とする。また、以下、かかる資格における申請者を「認証取得者」という。)に対して、認証センターより認証委員会名で認証書が発行され、する。

~~2~~ 認証取得者は、~~認証基準、制度文書及び別に定める約款を遵守することを条件に、第21条に定める有効期間中、当該~~認証書を外部に公表することができる。また、認証取得者は、~~第21条に定める有効期間中、~~許諾を得た認証対象についてのみ認証を取得した事実を公表し、かつカーボン・オフセットラベルを使用する権利（以下「認証等の権利」という。）を有する。

~~23~~ カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）が意匠設計し、商標登録申請をされ行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、認証取得者の認証等の権利を取り消すとともに、法的措置を取ることができる。

~~34~~ 認証センターは、運営委員会の指導のもと、第8条第1項並びに第2項に基づく認証案件の案件情報管理に係る実務を遂行し、ウェブページ上に第 ~~818~~ 条第1項、~~並びに~~第2項~~並びに~~第3項の認証結果を公開する。

（仮認証・条件付き認証の効果）

第20条 第18条に基づく仮認証が与えられた申請者は、第18条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生するまでは、第19条に定められた認証の効果を得ることはできない。ただし、認証公表の準備を行うことはできる。なお、第18条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生する前に、認証を取得したという公表を行った場合や、カーボン・オフセットラベルを公に使用した場合は、仮認証の効果を取り消されるとともに、事後、同一案件について認証を取得することができない。

2 第18条3項に基づく条件付き認証が与えられた申請者は、認証委員会から認証を与えられるまでは、第19条に定められた認証の効果を得ることはできず、認証公表の準備を行うこともできない。認証取得前に、認証を取得したという公表を行った場合や、カーボン・オフセットラベルを公に使用した場合は、条件付き認証の効果を取り消されるとともに、事後、同一案件について認証を取得することができない。

（認証等の権利の存続期間）

第21条 認証等の権利が存続する期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、認証の一時停止、取消又は取り下げがない限り、~~第18条第1項及び第3項の~~認証決定日（仮認証を取得した申請者については、第18条第2項に基づきオフセット済み認証の効力が発生した日を意味するものとし、以下、同様とする。）又はその後の日で申請者が希望する日（以下「有効期間開始日」とい

う。) から、申請され認証された有効期間満了日までとする。ただし、有効期間開始日は認証決定日から 1 年以内の日に設定されるものとする。また、有効期間満了日は、当該有効期間開始日が属する前月の末日から起算して 1 年目の応答日までを最長として申請者が指定した日までとする。ただし、有効期間開始日は認証決定日から 1 年以内の日に設定されるものとする。

2 認証取得者は、認証決定日から前項の有効期間開始日までは、認証等の権利を行使することはできない。なおただし、認証公表の準備を行うことはできる。

3 認証を受けた案件において実施された無効化の効果を他の案件に及ぼすことはできない。ただし、付属書 D に記載された場合については、例外的な取扱いを認める。

4 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、認証決定時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。

~~5 認証センターは、ホームページにおいて認証等の失効情報を提供する。~~

(認証取下げ)

第 22 条 認証取得者は、有効期間中いつでも、任意に、認証センターに対し、書面により、認証取下げの申請ができる。認証センターがこれを認めた場合には、認証の効力及び認証等の権利は消滅する。その場合、認証取得者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めることはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(設計変更等による再審査)

第 23 条 認証取得者は、当該認証取得者が認証を受けた案件において商品等の設計もしくは仕様の変更又は認証取得者の経営体制等の変更がある場合は、カーボン・オフセット認証制度実施要領に定める手続きに従い、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センターを通じて変更申請を行わなければならない。

2 認証センターは、当該変更申請について、第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に基づく認証結果に影響が生じる可能性があるかと判断した場合は、速やかに当該認証案件の再予備審査を行い、認証委員会は再審査を行う。ただし、認証センターが当該変更事由による認証結果への影響が軽微と判断した場合は、認証委員会へその旨を報告し、認証委員会による再審査を経ることなく当該変更を承認できる。

3 認証取得者は、当該案件に関する変更申請による再審査の回数が 3 回を超えた場合は、所定の手数料を認証センターに対して支払わなければならない。

4 認証センターは、認証委員会の第2項に基づく再審査の結果に基づき、当該認証取得者に対し、是正措置の通知、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を行うことができる。

(認証取得者の義務)

第24条 認証取得者は、認証等の権利を、認証基準及び制度文書に従って適正に行使しなければならない。

2 認証取得者は、カーボン・オフセットラベルと類似したマークを使用してはならない。

3 オフセット済み認証に関する仮認証、またはオフセット予定認証として認証を受けた認証取得者は、第18条第1項、第2項、及び第3項に基づく認証を受けた時点におけるクレジット無効化に関する未定事項が確定し次第、すみやかに、未定事項が確定した時点の条件が認証に適合するよう無効化しなければならない。

4 認証取得者は、認証センターに対し、それぞれに掲げる期限までに下記事項について書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については認証センターによる受領確認の通知をもって受領とみなす。

(1) オフセット済み認証に関する仮認証、またはオフセット予定認証として認証を受けた認証取得者については、前項に定める無効化後10営業日以内に、無効化確定報告書を提出しなければならない。

(2) カーボン・オフセットラベル又は認証情報を付した印刷物等を広く配布する必要がある場合は、事前にラベル使用等報告書とともに当該印刷物等の見本を認証センターに対して事前に提出しなければならない。

(3) 有効期間満了後6カ月以内に、時には、遅滞なく有効期間満了報告書を提出しなければならない。

5 前二項に関して、認証センター又はその委託先は、認証取得者の未定事項確定状況を定期的に確認することができ、認証取得者はかかる確認に応じなければならない。

6 認証取得者は、本規則に定める調査において、認証センター又はその委託先が、認証取得者に対し報告・証明を求めたときは、調査に協力し、情報を提供しなければならない。

7 本規則に定める他、認証取得者は認証基準、制度文書並びに別に定める約款を遵守しなければならない。

(是正勧告及びそれに伴う措置)

第 25 条 制度管理者は、認証を取得した事実の不正公表又はカーボン・オフセットラベルの不正使用について、情報収集を行い、これらの情報に基づき、監督委員会は、必要に応じて、会合を開催し、対応策を検討の上、運営委員会及び認証委員会に対して勧告を行う。

2 認証委員会は、認証取得者の申請書の記載に虚偽があることが判明した場合、又は前条の監督委員会の勧告があった場合には、速やかに当該事案の調査を行い、その結果を踏まえ、認証センターは認証取得者に対し、是正勧告、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を講じることができ、認証取得者はこれに従わなければならない。認証が停止又は取消された場合、認証取得者は、認証等の権利の行使を停止しなければならない。

3 認証取得者が前条に定める義務に違反している疑義がある場合、又は監督委員会の勧告があった場合には、認証センター又はその委託先は、認証取得者に事前に通知した上で、カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図る範囲内において、認証取得者の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。

4 認証センターは、認証取得者が前条に定める義務に違反した事実が明らかになった場合には、認証取得者に対し速やかな是正措置を求めることができ、当該認証取得者はかかる是正勧告に従わなければならない。

5 認証センターは、認証取得者が前項の是正勧告に従わなかった場合には、認証の一時停止又は取消を行うことができ、かつ認証取得者が本規則に違反した事実について公表するとともに、当該違反に関わる申請案件以外の申請案件の認証を取消することができる。

6 前項の場合、認証センターは、第 3 項の調査等を実施するために認証センターに生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。この場合において、認証取得者は、直ちに支払いを行わなければならない。

(損害金の支払)

第 26 条 認証センターは、以下に定める事情に該当すると合理的に判断する場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消するとともに、第 25 条第 6 項に基づく実費のほか、悪質性の程度に応じて、当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する損害賠償を請求することができ、認証取得者は、係る認証センターの求めに応じて支払いを行わなければならない。

(1) 認証取得者が、第 24 条第 4 項第 3 号に基づく有効期間満了報告を行わない

- (2) 認証取得者が申請時に支払う手数料の計算の根拠となった売上高が虚偽である
- (3) 認証取得者（過去に認証取得者であった者を含む）が、有効期間満了後に、認証等の権利を行使している。なお、この場合の損害賠償の額は 1000 万円とする。ただし、認証センターは、悪質性の程度等を勘案し、損害賠償金の額を半額まで減額することができる

（その他認証の取消事由）

第 27 条 認証センターは、第 25 条に基づいて取消を行うほか、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証取得者に対する何らの通知・催告等を要することなく、認証取得者のすべての認証を取消し、第 25 条に基づき必要な措置をとることができる。

- (1) 当制度において定められた認証センターの調査を妨げたとき、又は、調査において虚偽の報告をしたときもしくは報告を行わなかったとき。
- (2) 裁判所に対する会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき。
- (3) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき。
- (4) 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき。
- (5) 不適切な販売方法を行う等本認証制度の信用を傷つけたとき、その他前各号に準ずる事由の発生したとき。

（取消の効果）

第 28 条 認証が取消された場合、当該認証取得者は、認証センターの指導に基づき、未出荷の在庫商品等について、認証取消後 1 ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、カーボン・オフセットラベル表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ認証センターに対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

2 認証取得者は、販売委託会社等カーボン・オフセットラベル使用の対象となる商品等を取り扱う事業者が認証基準や制度文書等を理解し、不正使用等が防止されるよう配慮しなければならない。

3 認証取得者の責めに帰すべき事由により認証取消となった場合でも、認証取得者は、認証センターに対し、諸手数料および概算使用料の返還を求めることはできない。

(不正使用等通報協力義務)

第 29 条 制度参加者は、認証を取得した事実を第三者が不正に公表し、又はカーボン・オフセットラベルを不正に使用している事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、不正使用の内容を認証センター又はその委託先に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 30 条 認証取得者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、認証等の権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。また、認証取得者は、認証取得者以外の第三者が、認証を取得しているとの誤解を招くおそれのある一切の行為を行ってはならない。

(認証を取得した事実の公表又はカーボン・オフセットラベルを添付した商品等に関する責任)

第 31 条 認証取得者は、認証を取得した事実の公表又はカーボン・オフセットラベルを添付した商品等の品質、性能、安全性等について一切の責任を負い、認証センターは一切の責任を負わない。

2 認証取得者は、認証取得者の責任と負担において、商品等により事故等が発生した場合には被害者への損害の賠償等をなし、消費者等から商品等につき苦情等がなされた場合には速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

(不当な表示等の禁止)

第 32 条 認証取得者は、認証を取得した事実を公表し、又はカーボン・オフセットラベルを付した商品等及び当該商品等の広告等に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示又は表現は避けなければならない。

2 認証取得者は、自己の販売委託会社その他の委託先等が不当な認証事実の公表及びカーボン・オフセットラベルの表示をすることのないよう配慮しなければならない。

3 認証取得者は、その他環境関連法規及び消費者関連法規を遵守しなければならない。

第 3 章 あんしんプロバイダー制度における認証センターによる業務確認

(申請)

第 33 条 あんしんプロバイダー制度に参加して、業務の確認を受けることを希望するオフセット・プロバイダーは、第 4 条第 2 項に定める制度文書に同意の上、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。

2 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、要件が満たされているかを確認の上、受理する。

3 前項に基づく確認の結果、要件が満たされていなかった場合の確認遅延の責は、制度参加者が負うものとする。

4 第 1 項における手数料については、運営経費や申請案件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。

(予備確認)

第 34 条 認証センターは、専門家から構成される専門家チームとともに、前条第 1 項に基づき提出された申請書に対し、認証基準に基づき予備確認を行う。

2 認証センターは、前項における予備確認においては、書類審査や証拠書類の提出依頼、電話等によるインタビューを行うとともに、年 1 回の事務所確認を行う他、定期的に書類確認を行う。

3 認証センターは、前条第 1 項に基づく申請を受理した日から起算して原則として 60 営業日以内に、第 1 項における予備確認で得られた情報を認証委員会に提出する。

4 認証センターは、第 1 項における予備確認で得られた情報のうち、更なる確認を要する事項について認証委員会に諮問することができる。

(認証委員会確認及び情報公開)

第 35 条 認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備確認で得られた情報を基に、情報公開文書について確認する。

2 認証センターは、前項に基づく認証委員会による確認に基づき、確認結果をオフセット・プロバイダーに通知するとともに、運営委員会に報告する。

3 認証センターは、認証センターのウェブページ上に当該結果を公開する。

4 認証委員会及び認証センターは、前条第 1 項における情報を基に、オフセット・プロバイダーに業務改善を促すことがある。この場合、オフセット・プロバイダーは、これに従わなければならない。

(業務確認に伴う結果と発生する権利)

第 36 条 前条第 1 項に基づく確認が得られた制度参加者（以下「情報公開対象者」という。）は、~~認証基準、制度文書並びに別に定める約款を遵守することを前提に~~、「あんしんプロバイダー」の名称を使用することができる。

2 「あんしんプロバイダー」は当社団が商標登録~~され申請を行っ~~ているため、認証センター及び当社団は、名称が不正に使用された場合には、情報公開対象者の名称使用权を停止するとともに、法的措置を取ることができる。

(情報公開及び名称使用の期限)

第 37 条 情報公開ならびに「あんしんプロバイダー」の名称使用の有効期間（以下、本章において「有効期間」という。）は、一時停止、又は取り下げがない限り、認証委員会確認情報公開日（以下、「有効期間開始日」という）から、有効期間満了日までとする。有効期間満了日は、有効期間開始日の前月の末日から起算して 1 年目の応答日までを最長とする。

2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改定された場合においても、認証委員会確認時情報公開日の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。

3 情報公開対象者は、有効期間満了後は、「あんしんプロバイダー」の名称を使用してはならない。

(更新手続き)

第 38 条 情報公開対象者は有効期間終了 3 ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに支払い、更新申請を申請することができる。

2 認証委員会及び認証センターは、前項における更新申請につき、第 35 条第 3 項との相違点を確認の上、更新申請時点における認証基準に適合すると認められる場合には、有効期間の延長を認める。

3 前項に基づき有効期限の延長が認められた場合には、情報公開対象者は引き続き、第 36 条に所定の権利を行使することができる。

(取り下げ)

第 39 条 情報公開対象者は、有効期間中いつでも、任意に、認証センターに対し、書面により、取下げの申請ができる。認証センターがこれを認めた場合には、確認及びこれにかかる権利は消滅する。その場合、情報公開対象者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めることはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(設計変更等による再確認)

第 40 条 情報公開対象者は、当該情報公開対象者が提供するサービスの設計もしくは仕様又は当該情報公開対象者の経営体制等の変更等により、第 35 条第 3 項に基づく情報公開内容に重大な影響を与える可能性がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センター及び認証センターを通じて認証委員会に報告し、必要に応じて再確認を申請しなければならない。

2 認証委員会は、前項に基づく情報公開対象者の再確認の申請があった場合、速やかに当該情報公開対象者の再確認を行うこととする。

3 認証センターは、認証委員会による前項に基づく再確認の結果に基づき、当該情報公開対象者に対し、是正勧告を行うことができる。

(あんしんプロバイダー制度参加者の情報公開の管理)

第 41 条 認証センターは、運営委員会の指示により、第 35 条第 3 項に基づく情報公開に係る実務を遂行する。

2 カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図ることを目的に、又は、情報公開対象者による認証基準、制度文書並びに別に定める約款に対する違反の疑いがある場合に、認証センター又はその委託先が、業務執行状況等について報告・証明を求めた場合、情報公開対象者は調査に協力し、情報を提供しなければならない。

3 認証センター又はその委託先は情報公開対象者に事前に通知した上で、前項の目的を達成する範囲内において、情報公開対象者の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。

4 前 2 項の場合において、情報公開対象者が認証基準、制度文書並びに別に定める約款に違反していることが明らかとなった場合には、認証センターは、情報公開対象者に対し、前項の調査等を実施するために認証センターに生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

5 情報公開対象者の責めに帰すべき事由により情報公開が停止となった場合でも、情報公開対象者は、認証センターに対し、諸手数料の返還を求めることはできない。

(報告義務)

第 42 条 情報公開対象者は、申請時の提出情報の一部に変更が生じた場合、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に書面又は電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については受領確認の通知をもって受領とみなすこととする。

(不正使用通報協力義務)

第 43 条 制度参加者は、第三者が「あんしんプロバイダー」の名称を不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、不正使用の内容を認証センター又はその委託先に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 44 条 情報公開対象者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、制度参加者の法的地位又は権利（名称の使用権を含む。）を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(事業責任)

第 45 条 情報公開対象者は、オフセット・プロバイダーとしての事業について一切の責任を負い、認証センターは一切の責任を負わない。

2 情報公開対象者は、当該制度参加者の責任と負担において、事業において事故等が発生した場合には被害者への損害の賠償等をなし、事業において苦情等がなされた場合には速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

(不当な表示等の禁止)

第 46 条 情報公開対象者は、「あんしんプロバイダー」の名称使用及び広告等に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示又は表現は避けなければならない。

3 情報公開対象者は、委託先等が不当又は不適正な名称使用等をするものないよう配慮しなければならない。

4 情報公開対象者は、環境関連法規及び消費者関連法規を遵守しなければならない。

付則

1. 本規則が発効する期日より前に、認証センターがあんしんプロバイダー制度に基づきあんしんプロバイダー制度参加者の業務確認を行い、情報公開を行っている内容については、本規則が発効した年度の年度末までの間、第 35 条第 3 項に基づく情報公開内容と同等とみなす。

2. 本規則におけるあんしんプロバイダー制度の取り扱いについては、平成 20

年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第 1 回運営委員会後の新規申込および更新に対してのみ本規則を適用する。

3. 改定 1 は平成 21 年 9 月 2 日より適用される。
4. 改定 2 は平成 21 年 12 月 22 日より適用される。
5. 改定 3 は平成 22 年 4 月 1 日より適用される。ただし、以下の定めに従う。
 - (1) 特に定めが無い場合には、改定 3 は、改定 3 の効力発生以前に参加者登録を行った者又は認証取得者に対しても適用され、これらの者は改定 3 に従う
 - (2) 平成 21 年 12 月 22 日発効以前の本規則に基づいて認証を取得した者に対して定められていた、旧規則第 6 条第 3 項に定める参加者登録の有効期間は改定 3 により廃止された。それにより新たな手数料は発生しないものとする。
6. 改定 4 は平成 22 年 8 月 18 日より適用される。
7. Ver.5.0 は平成 22 年 12 月●日より適用される。

付属書 A：認証等の権利付与条件（平成 21 年度基準）

本認証制度の品質を保持するために、認証委員会における認証等の権利付与にあたっての条件を以下の通り設定する。ただし、旧実施規則（改 2 までを指す）により申請をされた案件にのみ適用され、平成 23 年 7 月 31 日を以て付属書 A は廃止する。

（自己活動オフセット支援型における最低排出量）

1. 自己活動オフセット支援型において埋め合わせを行う最低量は商品等における商品 1 個、会議・イベントにおける参加者 1 名あたり最低 1kgCO_2 とし、 1kgCO_2 未満を付すものにはカーボン・オフセットラベルを付与しない。商品等や会議・イベント以外の場合においても、合理的に説明が可能な単位における最低排出量は 1kgCO_2 とし、かつ全体の排出量合計は最低 1tCO_2 を上回らなければならない。

（バウンダリ設定・排出量算定における原則）

- 2-1. バウンダリの設定においては、商品等に係る主要排出源を含める形で広く設定することを原則とする。意図的に主要排出源を除外してバウンダリを設定している場合や、商品等の包装時排出量のみをバウンダリに設定して、商品等そのものがカーボン・オフセットされているように表示する等、消費者の誤解を招くようなバウンダリ設定又は表示を行う場合は、認証しない場合がある。
- 2-2. 排出量の算定においては、バウンダリ内における主要排出源の推定を行い、合理的に算定可能な範囲の相当量をカーボン・オフセットの対象とすることを原則とする。
- 2-3. 排出量の算定結果は、原則有効桁数 2 桁目で切り上げることを原則とする。

（オフセット比率における原則）

3. 算定した排出量に対して、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については、20%以上を原則とする。100%未満の場合は、数値の根拠を、20%未満の場合はこれに加えて 20%以上として設定することができない理由が合理的に説明できることを原則とする。

付属書 B：認証等使用料算定方法

認証等の権利の行使に係る使用料（以下「認証等使用料」という。）を算定するにあたっての支払い及び売上高の取扱について次のように定める。ただし、旧実施規則（改 2 までを指す）により申請をされた案件にのみ適用され、平成 23 年 7 月 31 日を以て付属書 B は廃止する。

（概算払い）

1. 制度参加者は、売上高実績に基づく認証等使用料については、申請時に商品等に係る売上高計画額に基づいて概算額を支払うものとする。

（売上高報告）

2. 認証取得者は、認証センターに対し第 24 条第 4 項第 3 号に基づく報告のうち売上高実績額を有効期間満了後 2 ヶ月以内に完了した上で実績に基づく認証等使用料を算定し、第 1 項に基づく概算額と実績に基づく認証等使用料の差異を精算するものとする。なお、認証取得者が更新する場合には、更新時使用料支払いの際に精算するものとする。

付属書 C： 環境省カーボン・オフセットモデル事業の取り扱い

(I-2 会議・イベント開催オフセットの申請者)

1. 環境省カーボン・オフセットモデル事業として採択された I-2 会議・イベント開催オフセットの取組については、申請者と会議・イベントの開催主体が国又は開催地の地方公共団体の場合に限り、開催主体の協力が確実に得られると認められる場合には、開催主体以外の者が当該会議・イベントオフセットについての適性管理義務を負うことを前提に申請者となることができる。

(環境省が指定した手数料)

- 1.2. 環境省カーボン・オフセットモデル事業として採択された取組が、本認証制度における案件として第 15 条の申請を行う場合には、第 15 条第 1 項に基づく手数料のうち、環境省が指定した部分の支払いについては、審査結果確定後に支払うものとする。

附則 (平成 21 年 9 月 2 日運営委員会の決議による付属書 C の取り扱い)

この規定は、平成 21 年 9 月 2 日後に開催される認証委員会の審査対象案件について、適用する。

付属書 D： 未使用クレジットの取り扱い（特例）

旧実施規則（改 2 までを指す）による申請により、認証のタイミングを事後認証時として認証を受けた案件（以下、「付属書 D 対象案件」という）において、結果的に未使用となったクレジット（以下、「未使用クレジット」という）の取扱について以下の通り定める。ただし、この取扱いは有効期限が平成 24 年 7 月 31 日までの認証に限ることとし、平成 24 年 7 月 31 日を以て付属書 D は廃止する。

1. 以下のクレジット量を未使用クレジットという。

①付属書 D 対象案件において、カーボン・オフセットラベルを貼付した商品等の売上が申請時の想定売上高に達しなかったため、申請時に設定したオフセット量（無効化が完了したオフセット量）のうち、結果的に未使用となっている在庫分

②付属書 D 対象案件において、商品・サービスの販売完了後または会議・イベントの開催後、もしくは自己活動完了後に算定のやり直しをした結果、算定結果が、申請時に設定したオフセット量に満たなかった場合の、既に無効化した量から算定結果を差し引いた量

2. 付属書 D 対象案件の認証取得者は、付属書 D 対象案件の有効期間終了後 1 回に限り、未使用クレジットを用いた申請を行うことができる。ただし、未使用クレジットの詳細情報を、事務局を通じて認証委員会に提出しなければならない。

3. 本付属書により用いることができる未使用クレジットの最低量は 1t とする。

付属書 E：認証決定日前の活動に対する認証等の権利付与条件
(平成 22 年度基準)

本認証制度の品質を保持するために、認証の対象とする活動期間開始日が認証決定日以前の活動に対する認証委員会における認証等の権利付与にあたっての条件を以下の通り設定する。

(排出量の認識)

1. 当該活動の期間開始時点から認証決定時まで、算定範囲の設定が同一であることを確認できること。
2. 当該活動開始時点からの活動量、原単位ともに第三者が検証可能であること。具体的には、少なくとも当該活動開始時点から認証決定時までの活動量が全て記録されており、かつ、利用した原単位が、当該活動開始時点から認証決定時までの間の公開情報として確認することができること。

(削減努力の実施)

3. 当該活動開始時点から認証決定時までの間すでに実施されてきたものであり、認証決定時以降も継続して実施する予定であることが確認できること。

(情報提供)

4. 当該活動の期間開始時点から認証決定時までの間に公開・情報提供された内容と認証決定時以降の内容とが整合していることを確認できること。
5. 算定範囲、算定方法、削減努力、排出量の埋め合わせ等の内容について、当該活動期間開始時点から認証決定時までと認証決定時以降で変更がない旨を記載すること。

(その他)

6. 認証対象活動開始後 1 年以内に認証を取得すること。
7. 認証の対象とする活動期間開始日が認証決定日以前の場合は、当該活動期間開始日が属する前月の末日から起算して 1 年目の応答日までを最長として申請者が指定した日までとする。

附則 (平成 22 年 12 月 9 日運営委員会の決議による付属書 C の取り扱い)
この規定は、平成 22 年度に申請された審査対象案件について、適用する。

なお、平成 23 年 4 月 1 日以降についての付属書 E の取扱については平成 23 年度の検討事項とする。